平成２１年（フ）第４６０号
京都市右京区山ノ内宮前町26番地の３
破産者　梅田　保二
１　決定年月日　平成21年９月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２０年（フ）第９１号
京都府船井郡京丹波町実勢フケ63番地
破産者　ミナト電化こと　湊　　淳男
１　決定年月日　平成21年９月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２１年（フ）第２２３号
神戸市須磨区中島町２丁目６番16―1001号
破産者　田中克明こと　田　　溶権
１　決定年月日　平成21年９月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第９００号
神戸市兵庫区梅元町１番２号
破産者　塗木　清美
１　決定年月日　平成21年９月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第４３７号
奈良県桜井市大字桜井26番地の２
破産者　前田謙二郎
１　決定年月日　平成21年９月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２０年（フ）第２４７号
福岡市博多区板付４丁目11番１―121号　アルデ板付
破産者　棚町　勢子
１　決定年月日　平成21年９月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２１年（フ）第７４号
北海道帯広市西17条南３丁目１番31号　吉田ハイツＡ―１
破産者　松本　雅江（旧姓川上）
１　決定年月日　平成21年10月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２１年（フ）第１０９号
北海道帯広市西13条北７丁目５番地１
破産者　日﨑　秀一
１　決定年月日　平成21年10月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２１年（フ）第１１０号
北海道帯広市西３条南３丁目５番地
破産者　日﨑　紀子
１　決定年月日　平成21年10月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２０年（フ）第２０５号
秋田市八橋三和町１番46号、前住所秋田市八橋鯨沼町５番45号
破産者　渡邊　勝彦
１　決定年月日　平成21年10月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２０年（フ）第３１０号
秋田県男鹿市北浦相川字冷水189番地１
破産者　本川　康雄
１　決定年月日　平成21年10月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１０７号
秋田県湯沢市倉内字岡田１番地１　アーバンアベ303号室
破産者　小沼美奈子
１　決定年月日　平成21年10月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所横手支部

平成１８年（フ）第２１４号
秋田県仙北郡美郷町六郷字北明天地222番地
破産者　深澤　洋子
１　決定年月日　平成21年10月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所大曲支部

平成２１年（フ）第１４１号
山形県東根市大字羽入2730番地１
破産者　加藤　隆士
１　決定年月日　平成21年10月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２０年（フ）第１４５号
福島県郡山市安積町荒井字萬海56番地の１　県営住宅53棟015号
破産者　岩橋　武雄
１　決定年月日　平成21年10月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２１年（フ）第８４７号
横浜市鶴見区駒岡４丁目39番４号　カーサフィオーレ103号、開始決定時の住所横浜市港北区樽町２丁目４番25―604号
破産者　高橋　克年
１　決定年月日　平成21年10月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第８４８号
横浜市鶴見区駒岡４丁目39番４号　カーサフィオーレ103号、開始決定時の住所横浜市港北区樽町２丁目４番25―604号
破産者　高橋加代子（旧姓山中）
１　決定年月日　平成21年10月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第８１号
富山県氷見市窪1023番地
破産者　吉井　重則
１　決定年月日　平成21年10月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２１年（フ）第８２号
愛知県豊明市西川町横井１番地12　ＫＪビルＶ302号、開始決定時の住所富山県氷見市窪1023番地
破産者　吉井　達郎
１　決定年月日　平成21年10月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２１年（フ）第１２０号
富山県射水市戸破1614番地１　ラッキースター元町101
破産者　大嶋　淳一
１　決定年月日　平成21年10月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部